

「情報モラル教育リーフレット」について

1 リーフレット作成の背景と目的

子どもたちの間では、携帯電話やスマートフォン等が急速に普及し、気軽にインターネットを利用することができるようになってきました。インターネットは、情報収集や娯楽としての活用のほか、コミュニケーションツールとしても利便性が高い反面、「ネット依存」、「ネットいじめ」、「自撮り被害」など、子どもたちが被害者にも加害者にもなり得るトラブルが懸念され、その防止に向けた取組を進めることが求められています。

また、このことについては、令和元年9月25日に開催された第1回旭川市いじめ防止等連絡協議会においても、委員の皆様から、学校における指導はもとより、家庭や関係機関等と連携した取組の重要性について、多くの意見をいただいたところです。

これらのことを踏まえ、教育委員会では、情報モラル教育の充実に資するよう、児童生徒用及び保護者用のリーフレットを作成することといたしました。同様のリーフレットは、北海道教育委員会や北海道警察等からも配付されているところではありますが、本市の実情に応じたリーフレットとなるよう工夫して作成いたしました。

つきましては、委員の皆様から、専門的な見地から本リーフレット（案）に対する改善に向けた御意見や御感想をいただき、修正を加えた上で学校へ配付したいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

2 本リーフレットの工夫点

(1) 本市の中学生が協議した内容等を反映

令和元年7月に実施した「生活・学習A c t サミット」において、本市の中学生がスマホ等の活用について協議した内容や、協議の結果をまとめた「インターネット上におけるいじめ防止宣言」を掲載することにより、児童生徒や保護者にとって自分ごととしてとらえられるようにしました。

(2) 保護者の役割の明示

保護者用のリーフレットには、表面に保護者の役割（法律上の義務）を明示するとともに、裏面には、保護者として行うべき3つの取組（家庭でのルールづくり、フィルタリングの設定、ペアレンタルコントロールの活用）を具体的に示しました。

(3) 児童生徒用と保護者用の関連

児童生徒と保護者に共通の認識を持ってほしい内容については、同じ内容を記載することにより、本リーフレットを通じて家庭での共通理解が図られるようにしました。

(4) 相談窓口及びQRコードの掲載

トラブルやいじめに巻き込まれた際には、早期に相談することが重要であることから、相談窓口を周知するとともに、QRコードの記載により「旭川市いじめ防止基本方針」を閲覧しやすくし、市や学校等のいじめ防止等の取組の理解促進を図りました。